特定子ども・子育て支援施設等
指導検査基準（令和６年５月１日適用）

【認可外保育施設編】

練馬区福祉部指導検査担当課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合は除く。）は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令および福祉関係通達等に違反するが軽微な違反の場合は、「口頭指導」とする。 ただし、正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。
A	助言指導	上記福祉関係法令等に適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。 また、認可外保育施設に対する指導監督要綱（昭和57年６月15日56福児母第990号）別表２「評価基準」に定める指導基準に適合しない事項があった場合に「助言指導」を行う。

目　　次

1　教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録・・・1

2　利用料および特定費用の額の受領・・・・・・・・・・・・・1

3　領収証および特定子ども・子育て支援提供証明書の交付・・2

4　保護者に関する区への通知・・・・・・・・・・・・・・・・2

5　利用児童を平等に取り扱う原則・・・・・・・・・・・・・・2

6　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

7　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

8　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

〔凡例〕

以下の関係法令等を略称してつぎのように表記する。

No.	関　係　法　令　等	略称
1	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）	運営基準
2	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）	法

事　項	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
1　教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1　特定子ども・子育て支援提供者（以下「提供者」という。）は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日および時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1　特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	⑴　運営基準第54条	⑴　記録をしていない。 ⑵　記録の内容が不十分である。	C B
2　利用料および特定費用の額の受領 ⑴　利用料の額の受領（施設等利用費（無償化分）が償還払の場合）	1　提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（以下「保護者」という。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（特定費用に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。	1　保護者との間に締結した契約により定められた利用料の額を徴収しているか。	⑴　運営基準第55条第１項	⑴　徴収した額が適正でない。	C
⑵　利用料の額の受領（施設等利用費（無償化分）が法定代理受領の場合）	1　提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、保護者から、利用料の額から法第30条の11第３項の規定により区から支払を受けた施設等利用費（無償化分）の額を控除して得た額（以下「施設等利用費控除利用料」という。）の支払を受けるものとする。	1　保護者から徴収した施設等利用費控除利用料が、保護者との間に締結した契約書に記載された利用料の額から区から支払を受けた施設等利用費を控除した額となっているか。	⑴　運営基準第55条第１項、第57条	⑴　施設等利用費控除利用料の額が適正でない、または徴収した額が適正でない。	C
⑶　特定費用の額の受領	1　提供者は、利用料（法定代理受領の場合は、施設等利用費控除利用料）のほか、特定費用の額の支払を保護者から受けることができる。この場合において、提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途および額ならびに理由について書面または当該書面に係る電磁的記録により明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。 ※　特定費用とは、つぎに掲げる費用をいう。 ⑴　日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用 ⑵　特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用 ⑶　食事の提供に要する費用 ⑷　特定子ども・子育て支援施設を提供する施設または事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑸　⑴～⑷のほか、特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	1　特定費用の額の支払を受けるに当たり、保護者に当該支払を求める金銭の使途、額、理由について書面または電磁的記録により明らかにするとともに、説明し、同意を得ているか。	⑴　運営基準第55条第２項 ⑵　運営基準第62条第１項	⑴　支払を受けるに当たり、金銭の使途、額、理由について書面等により明らかにしていない。 ⑵　保護者に説明していない、または同意を得ていない。	B B
3　領収証および特定子ども・子育て支援提供証明書の交付 ⑴　領収証の交付	1　提供者は、利用料（法定代理受領の場合は、施設等利用費控除利用料）および特定費用の支払を受ける際、当該支払をした保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、特定費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	1　利用料および特定費用の支払を受けた際に、保護者に領収証を交付しているか。 2　領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しているか。	⑴　運営基準第56条第１項、第57条	⑴　領収証を交付していない。 ⑵　領収証について、利用料の額と特定費用の額とを区分していない。	C C

事　項	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
⑵　特定子ども・子育て支援提供証明書の交付（施設等利用費（無償化分）が償還払の場合）	1　提供者は、利用料および特定費用の支払をした保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日および時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。	1　利用料および特定費用の支払をした保護者に対し、施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	⑴　運営基準第56条第２項	⑴　特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。 ⑵　特定子ども・子育て支援提供証明書の記載内容が不十分である。	C B
⑶　特定子ども・子育て支援提供証明書の交付（施設等利用費（無償化分）が法定代理受領の場合）	1　区から施設等利用費（無償化分）の支払を受ける提供者は、区および保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日および時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、および当該保護者に対し、当該保護者に係る施設等利用費（無償化分）の額を通知しなければならない。	1　特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、および施設等利用費（無償化分）の額を通知しているか。	⑴　運営基準第56条第２項、第57条	⑴　特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。 ⑵　施設等利用費（無償化分）の額の通知をしていない。 ⑶　特定子ども・子育て支援提供証明書の記載内容が不十分である。	C C B
4　保護者に関する区への通知	1　提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（以下「利用児童」という。）に係る保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る区に通知しなければならない。	1　保護者に関する不正な行為による施設等利用費の受給等について、区に通知しているか。	⑴　運営基準第58条	⑴　区に通知をしていない。	C
5　利用児童を平等に取り扱う原則	1　提供者は、利用児童の国籍、信条、社会的身分または特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1　国籍、社会的身分等により、差別的取扱いをしていないか。	⑴　運営基準第59条	⑴　差別的取扱いをしている。 ⑵　一部不適切な行為がある。	C B
6　秘密保持等	1　特定子ども・子育て支援を提供する施設または事業所の職員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童またはその家族の秘密を漏らしてはならない。	1　職員および管理者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用児童またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置（規程の整備、雇用時の取決め等）を講じているか。 2　正当な理由がなく秘密を漏らしていないか。	⑴　運営基準第60条第１項	⑴　必要な措置を講じていない。 ⑵　必要な措置が不十分である。 ⑴　正当な理由がなく秘密を漏らしている。	C B C
	2　提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1　職員であった者が、秘密を漏らすことがないよう必要な措置（規程の整備、雇用時の取決め等）を講じているか。	⑴　運営基準第60条第２項	⑴　必要な措置を講じていない。 ⑵　必要な措置が不十分である。	C B
	3　提供者は、小学校、他の提供者その他の機関に対して、利用児童に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該利用児童に係る保護者の同意を得ておかなければならない。 　この文書による同意については、あらかじめ保護者の承諾があれば、当該文書による同意に代えて、電子情報処理組織（提供者の使用に係る電子計算機（コンピューター等）と保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線（インターネット等）で接続したもの）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、提供者は、当該文書による同意を得たものとみなす。	1　利用児童に関する情報を他の機関に提供する際に、あらかじめ文書または電磁的方法により保護者の同意を得ているか。	⑴　運営基準第60条第３項 ⑵　運営基準第62条第６項	⑴　あらかじめ文書等により同意を得ていない。	C

事　項	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
7　記録の整備	1　提供者は、職員、設備および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 【運営管理】 ・消防計画 ・避難消火訓練記録 ・職員健康診断記録 ・検便結果記録 ・履歴書 ・資格証明書（保育士証等） ・労働者名簿（採用年月日が分かるもの） ・雇用契約書（就業規則） ・勤務表（ローテーション表） ・出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）（勤務実績が分かるもの） ・賃金台帳 ・施設平面図 ・施設・サービス内容の掲示 ・安全計画 【保育内容】 ・デイリープログラム ・保育日誌 ・連絡票（３歳未満児） ・緊急連絡表 ・献立表 ・児童健康診断記録 ・児童票（氏名、生年月日、健康状態、在籍記録等） ・児童に関する契約書 【会計】 ・受領した利用料の額が分かるもの（領収証の控、現金出納簿、通帳等） ・特定費用の徴収に関する書類	1　職員、設備および会計に関する諸記録（左記の記録）を整備しているか。	⑴　運営基準第61条第１項	⑴　職員、設備または会計に関する諸記録が整備されていない。 ⑵　諸記録の整備が不十分である。	C B
	2　提供者は、運営基準第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録および第58条の規定による区への通知に係る記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	1　特定子ども・子育て支援の提供の記録および保護者に関する区への通知に係る記録を整備し、５年間保存しているか。	⑴　運営基準第61条第２項	⑴　提供の記録または保護者に関する区への通知に係る記録を整備していない、または５年間保存されていない。 ⑵　記録の整備・保存が不十分である。	C B

事　項	基本的考え方	観　点	関係法令等	評価事項	評価
8　電磁的記録等	1　提供者は、運営基準の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録（ＨＤ、ＣＤ、ＤＶＤ等）により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、電磁的方法（メール、ＨＰ、電磁的記録媒体等）により提供することができる。 　この場合において、提供者は当該書面等を交付または提出したものとみなす。 　なお、電磁的方法により提供する際は、あらかじめ、保護者に対し、その用いるつぎに掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。 　①　運営基準第62条第２項各号に規定する方法のうち提供者が使用するもの 　②　ファイルへの記録の方式	1　電磁的方法により提供する際は、あらかじめ保護者から文書または電磁的方法による承諾を得ているか。 2　電磁的方法の種類および内容を明示しているか。	⑴　運営基準第62条第２項、第４項	⑴　あらかじめ承諾を得ず電磁的方法で提供している。 ⑴　電磁的方法の種類および内容を明示していない、または明示が不十分である。	B B
	2　電磁的方法により提供する場合は、保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。	1　保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるか。	⑴　運営基準第62条第３項	⑴　記録を出力することによる文書を作成できない。 ⑵　一部記録を出力することによる文書を作成できない。	C B
	3　運営基準第62条第４項の規定による承諾を得た提供者は、保護者から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、保護者に対し、電磁的方法によって提供してはならない。	1　電磁的方法による提供を受けない旨の申出をした保護者に対して電磁的方法による提供を行っていないか。	⑴　運営基準第62条第５項	⑴　電磁的方法により提供している。	C